

東 自 技 第 4 4 7 号
東 自 保 第 8 8 号
令和 4 年 1 2 月 2 1 日

公益社団法人岩手県トラック協会 会長 殿

国土交通省 東北運輸局
自動車技術安全部長（公印省略）

運行前の車両確認の徹底について

今般、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 55 条の規定に基づく保安基準の緩和認定を受けたセミトレーラが建設機械を運搬中に、高さ制限を有する鉄道設備に衝突し、損傷させる事故が発生しました。

当該事故は、建設機械の可動部分を格納して積載し運搬するべきものを、格納せずに運行したため、高さ制限を超過して設備を損傷させたものです。

本来、荷姿等の積載状態は、運行前に確認するべきものですが、これが行われなかったため事故に至りました。

つきましては、同種事故の再発防止を図るため、下記について貴会会員事業者に対し周知徹底をお願い致します。

記

1. 大型貨物自動車については、貨物の積載状況（貨物の重量、貨物の荷台等への積付状況及び積付寸法等）の確認を徹底すること。
2. 乗務前点呼時には、安全を確保するための必要な指示（運行経路、道路状況及び運行時間等）を確実に行うこと。
3. 車両の運行時には、ダンプの荷台、クレーンブーム等の可動装置について、格納状態の確認を徹底すること。
4. 道路法第 47 条第 1 項の政令で定める最高限度を超える車両については、特殊車両通行許可証を取得し、条件等を遵守して運行すること。

以上